

○香芝市議会傍聴規則

平成4年3月25日

議会規則第2号

香芝市議会傍聴規則(昭和57年議会規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所・氏名・年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。ただし、議長において特に必要と認めるときは、傍聴人員を制限することができる。

2 団体に傍聴しようとする場合、代表者又は責任者がその団体の名称・年齢及び傍聴人員を傍聴人受付簿に記入し、あらかじめその旨を議長に申し出なければならない。

(傍聴席へ入ることのできない者)

第4条 次に該当する者は、傍聴席へ入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙・ビラ・掲示板・プラカード・旗・のぼり・ゼッケンの類を携帯又は着用している者
- (5) 笛・ラッパ・太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴券の発行)

第5条 議長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは、個人・団体を問わず各人に対して傍聴券を発行することができる。ただし、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、如何なる理由があっても議場へ入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言動に対して、拍手その他の方法により公然と批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (2) 放談その他喧噪にわたり、私語又は談笑し、議事を妨害するような行為をしないこと。
- (3) はち巻・腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子・外とう・えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。